

別添1

地方公共団体における特定個人情報保護評価について

内閣官房社会保障改革担当室

特定個人情報保護評価とは①

行政機関の長、地方公共団体の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、**特定個人情報保護評価**を実施することが原則義務付けられる。（番号法第27条）

特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するもの。
- 具体的には、保有することでのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、**自ら所定の様式の評価書に記載し、公表**するもの。

情報保護評価の対象

- 特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有する業務・システム
- 評価書は、特定個人情報ファイルを保有する**業務・システムごと**に作成。
 - 保有する特定個人情報ファイルが**紙ファイルの場合**は、情報保護評価の**対象外**。
 - 保有する特定個人情報ファイルの**対象者数が1,000人未満の場合**は、情報保護評価の**対象外**。
 - 保有する特定個人情報ファイルの**対象者数が1,000人以上10,000人未満の場合**は、**しきい値評価のみ**でよい。
 - 詳細はP 7 参照。

特定個人情報保護評価とは②

情報保護評価の実施時期

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする前に実施。
- 情報保護評価はシステムの開発(改修)前までに実施する必要がある。その中でも、特定個人情報保護評価の結果に基づき、システム設計を変更できるようにするため、システム開発前の要件定義段階で実施することが望ましい。
- 情報保護評価指針は、2014年1月～6月に設置される特定個人情報保護委員会より公表されるが、指針の公表から半年を超えない範囲でシステム開発(改修)が発生する場合は、システム開発開始後の実施も認められる。
- 特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再度評価を実施。

評価書の様式

- 2012年11月に公表した地方公共団体等向け情報保護評価指針素案(中間整理)において公表した評価書について改訂(別添1～3)。
- 来年(2014年)の初めに特定個人情報保護委員会が設立後、正式な評価書が公開される。

その他

- 全項目評価書は、第三者点検を実施する必要がある。
- ただし、自治体で全項目評価を実施することになる可能性があるのは、対象者数が10万人以上の特定個人情報ファイルのみ。
- 本資料に記載された内容は、特定個人情報保護委員会設置後に、委員会により変更される可能性がある。

2. 情報保護評価の実施②

＜実施フロー図＞

